

第 I 章 総 則

1 総則

1.1 目的

給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）は、流山市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第 7 条に基づいて施行する給水装置工事について、給水装置の構造及び材質の基準の適正な運用を図るとともに、設計から施工までの必要事項を定め、適正で合理的な実施を図ることを目的とする。

1.2 関係法令等の遵守

給水装置工事の施行に当たっては、水道法、水道法施行令、給水条例及び同条例施行規程等の関係法令を遵守しなければならない。

1.3 用語の定義

- 1 「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- 2 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいうが、給水人口 100 人以下のものは除かれる。
- 3 「水道事業者」とは、国の認可を得て水道事業を経営する者をいう。
- 4 「簡易水道事業」とは、給水人口が 5 千人以下である水道により、水を供給する事業をいう。
- 5 「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。
- 6 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100 人を超えるものにその居住に必要な水を供給するもの又は水道施設の 1 日最大給水量が 20m³ を超えるものをいう。
- 7 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量の合計が 10m³ を超えるものをいう。
- 8 「水道施設」とは、水道のために設けられる取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設をいう。
- 9 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

この場合の「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取り外せない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。ビル等で一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合には、受水槽への注水

口までが給水装置であり、受水槽以下の設備はこれに当たらない。

1 0 「配水管」とは、配水池等を起点として、配水するために布設した管をいう。

流山市（以下「市」という。）においては、市が布設した口径 250mm 以下 50mm までを配水支管といい、給水装置は配水支管（以下「配水管」という。）から分岐する。

1 1 「給水管」とは、配水管又は他の給水管から分岐し、宅地や家屋内に引き込まれる管をいう。

1 2 「給水用具」とは、給水管に直接取り付け有圧のまま使用する分水栓、止水栓、給水栓（蛇口）、ボールタップ、湯沸かし器、ウォータークーラ等の給水用器具をいう。

1 3 「専用給水装置」とは、給水装置のうち 1 世帯又は 1 箇所専用するものをいう。

1 4 「共用給水装置」とは、給水装置のうち 2 世帯又は 2 箇所以上で共用するものをいう。

1 5 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。

1 6 「給水装置工事主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者国家試験に合格し、給水装置工事を施行する上で必要となる資格を有する者をいう。

1 7 「供給規定」とは、水道事業者が水の供給を始めるに当たり、供給（給水）契約の内容をなす料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。

1.4 給水装置工事

1 施行承認

給水装置を新設し、改造し、修繕（厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去しようとする者は、流山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。（給水条例第 5 条）

2 費用の負担

給水装置工事に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕、又は撤去しようとする者の負担とする。

ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、管理者においてその費用を負担することができる。（給水条例第 6 条）

3 施行者

給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法（以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定事業者」という。）が施行する。（給水条例第 7 条）

4 構造及び材質

(1) 給水装置工事をする者及び当該工事を施行する者は、法施行令（以下「政令」という。）第 5 条に定める基準に適合させなければならない。

(2) 給水装置工事をする者及び当該工事を施行する者は、政令に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

5 給水装置用材料の指定

(1) 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅

速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。（給水条例第 8 条）

- (2) 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。（給水条例第 8 条第 2 項）